【議案第７５号資料】

時津町財産評価委員会設置条例（平成２６年条例第１０号）の一部改正

改　正　案	現　　行
（所掌事務） 第２条　委員会は、公有財産の処分、取得、交換及び貸付け（以下「処分、取得等」という。）に係る価格、契約の方法及び使用料並びに不動産等の借上料の設定について調査審議する。**ただし、その調査審議案件に係る価格の算出方法等について、あらかじめ委員会の評定を経ているものは、委員長の評定をもって、委員会の審議決定とすることができる。**	（所掌事務） 第２条　委員会は、公有財産の処分、取得、交換及び貸付け（以下「処分、取得等」という。）に係る価格、契約の方法及び使用料並びに不動産等の借上料の設定について調査審議する。 **２　次の各号に掲げる事項については、委員長の評定をもって、委員会の審議決定とすることができる。** **⑴　処分、取得等の価格について、法令等に規定されているもの。** **⑵　原始取得又は寄附により取得するもの。** **⑶　処分、取得等に係る価格及び使用料並びに不動産等の借上料の算出方法についてあらかじめ委員会の評定を経ているもの。**